

公判前整理手続における証拠開示制度改正案

1. 公判前整理手続に付する請求権について

刑訴法316条の2を改正して、検察官及び被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認めるべきである。

【刑訴法316条の2改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p>2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>	<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、</u>第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p><u>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは相手方又はその弁護人の意見を、職権により前項の決定をするときは検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u></p> <p>2<u>4</u> 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>

2. リスト開示制度について

警察から検察へのリストの送致に関する規定の創設

特別部会での議論でも指摘されたとおり、近時、警察において保管されていた証拠が紛失したとの事例が報告されている。このような紛失が生じる要因の一つとして、当該事件の捜査の過程で作成又は入手された証拠を統一的に管理する責任の所在が不明瞭であることが考えられる。

そこで、全ての証拠を網羅したリストの作成及び開示を制度化する前提として、証拠管理の適正化を図るために、以下の点について刑訴法を改正するべきである。

）現行法下においても、警察官から検察官に事件が送致された後に警察官が作成又は入手した証拠は検察官に全て追送致されるべきものと解される。

しかし、警察官から検察官に証拠が送致されなかったことによって弁護人に対する開示に漏れが生じた事例（東京地裁立川支部の事例）があることを踏まえ、警察官が追加で作成又は入手した証拠は全て検察官に追送致されるべきことを明文化するべきである。

）警察官から検察官に対して、事件の捜査の過程で警察官が作成又は入手した証拠を記載したリストを送致する旨の規定を新設するべきである。

そのリストには、証拠を識別するに足りる事項として、作成又は入手した日、作成者、供述録取書についての供述者及び当該証拠の標目が記載されるべきである。そして、警察官によって作成されたリストが検察官に送致されることにより、検察官の責任において証拠を統一的に管理するべきである。

【刑訴法 2 4 6 条改正案】

現行法	改正案
<p>司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p>	<p>1 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物並びに当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p> <p>証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項</p> <p>供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項</p> <p>前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項</p> <p>2 司法警察員は、前項により事件を検察官に送致した後に作成又は入手した証拠があるときは、速やかに、当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表とともに当該証拠を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p>

リストの開示に関する規定の創設

公判前整理手続において、被告人側の請求により全ての証拠の標目等を記載したリストを開示する仕組みを設けるべきである。

なお、リスト開示後に新たな証拠が作成又は入手された場合には、被告人側にその旨を通知する規定を設けるべきである。

【刑訴法316条の14の2新設案】

1 検察官は、前条の規定（注・検察官請求証拠の開示規定）により開示すべき証拠の開示をした場合において、被告人又は弁護人から請求があったときは、被告人又は弁護人に対し、検察官、検察事務官又は司法警察職員が当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えなければならない。

証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項

供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項

前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項

2 検察官は、前項の規定により被告人又は弁護人に一覧表を開示した後に検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成又は入手した証拠があるときは、被告人又は弁護人に対し、速やかに新たな証拠を作成又は入手したことを通知し、かつ、当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表を前項に定める方法により開示しなければならない。

リスト開示がなされない場合の裁定に関する規定の整備

検察官がリスト開示義務を履行しない場合には、裁判所の裁定によって解決を図ることとすべきである。

【刑訴法 316 条の 26 改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 若しくは第 316 条の 15 第 1 項（第 316 条の 21 第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第 316 条の 20 第 1 項（第 316 条の 22 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第 316 条の 18（第 316 条の 22 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求については決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第 1 項の請求についてした決定に対しては、</p>	<p>1 （改正なし）</p> <p>2 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 の 2 第 1 項又は同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表を開示していないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該一覧表の開示を命じなければならない。</p> <p>23 裁判所は、第 1 項又は前項の請求については、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>34 第 1 項又は第 2 項の請求についてした決定</p>

即時抗告をすることができる。	に対しては、即時抗告をすることができる。
----------------	----------------------

リスト開示制度の創設に伴う条文の整理

刑訴法 316 条の 14 の 2 を創設することに伴い、以下のとおり所要の修正を行い、被告人が検察官請求証拠に関する意見を述べること及び予定主張を明示することを義務付けられるのはリスト開示を受けた後であることを明確にするべきである。

【刑訴法 316 条の 16 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠 並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表 の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

【刑訴法 316 条の 17 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠 並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表 の開

<p>定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>	<p>示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>
---	---

リスト開示に弊害がある場合の不開示制度

検察官が前記した刑訴法316条の14の2によるリスト開示に弊害があると主張する場合には、裁判所が検察官の申立てを受けて裁定する制度とするべきである。

開示を制限する方法としては、一覧表の一部を不開示とすること、開示の時期・方法を制限すること、開示に条件を付することなどが考えられる。

【刑訴法316条の25の2新設案】

<p>1 裁判所は、第316条の14第1項又は同条第2項の規定による開示をすべき一覧表について、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して必要と認めるときは、検察官の請求により、決定で、当該一覧表の一部を不開示とし、当該一覧表の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

3. 類型証拠開示の拡大について

検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠は、現行法における刑訴法316条の15第1項各号の類型に該当するものに限られないから、同項を改正し、以下の証拠を開示対象に追加するべきである。

聞込み捜査報告書等（6号改正）

6号における「事実の有無に関する供述」が事実の有無を直接知覚した者の原供述に限られるかについて解釈に争いがあるが、事実の有無を直接知覚したわけではない者の供述録取書等が開示されることが検察官請求証拠の証明力を判断するために重要である場合があるから、それらが6号の類型に該当することを明文化するべきである。

被告人以外の者の取調べ状況記録書面（8号改正）

被告人以外の者の供述録取書等の証明力を判断するためには、同人の取調べ状況記録書面が作成されているのであればその開示を受けることが典型的に重要である。そこで、8号における取調べ状況記録書面の開示について、検察官側証人予定者に関するものを対象として追加するべきである。

押収経過に関する捜査報告書その他の供述録取書等（類型新設 [仮に9号とする] 及び1号新設）

検察官が証拠物の取調べを請求しているときは、その証拠物の関連性を判断するために、押収経過についての証拠の開示を受けることが重要であるから、新たな類型として追加するべきである。なお、証拠物の関連性判断が「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たるのかとの指摘もありうるが、関連性が認められなければ「証明力」が皆無であることになるから、関連性判断も広い意味での「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たると解するべきである。

また、1号によって証拠物が開示される場合には、その証拠物の押収経過に関する証拠もあわせて開示されなければ検察官請求証拠の証明力判断を適切に行うことはできないから、1号による開示類型に証拠物の押収経過に関する証拠も追加するべきである。

【刑訴法 3 1 6 条の 1 5 第 1 項改正案】

改正案

1 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

証拠物及び当該証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

第 3 2 1 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

第 3 2 1 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

第 3 2 1 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であって、当該供述録取書等が第 3 2 6 条の同意が
されない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であって、検察官が特定の検察官請求証拠に
より直接証明しようとする事実の有無に関する供述（供述者の直接体験した事実に関する供述に限られな

い。）を内容とするもの

被告人の供述録取書等

取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成すること
を義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場
所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人及び第 5 号イ又はロに掲げる者に係るものに限る。）

証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

以上